

令和2年度生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした

農業への就労促進業務委託仕様書

(北勢地域若者サポートステーション、いが若者サポートステーション 対象地域)

1 目的

ひきこもりなどの生きづらさや働きづらさを感じている若者等（以下、「若者等」という。）に対する安定就業に向けた支援の必要性などが論じられている中、これらの無業の若者の社会復帰に対して、農業就労を通して支援する取り組みについては、全国的にも実践事例は少ないものの、農福連携の展開事例の一つとして注目されている。

本事業では、農業における就労支援について、認知度の向上を図るために若者等を支援する機関に向けた見学会を実施する。また働きたいと考えている若者等を対象に、農業での就労体験を行う。これらの事例から得たノウハウを、農業への就労に向けたプログラムとしてまとめることで、若者等の社会復帰に向けた支援拡大につなげる。

2 業務委託期間

契約日から令和3年3月5日（金）まで

3 業務内容

ア 現地見学会の実施

若者等への支援を行っている機関に、農業における就労支援について、認知度の向上や興味を喚起するため、現地見学会を1回以上実施する。

①見学会の対象者

県内の若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所職員や若者等の家族などとし、開催について事前に周知すること。周知先や方法については、あらかじめ県と協議すること。

②見学会の実施場所

県内の農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等で、実際の作業内容を参加者に見せられること。

③見学会の内容

見学会では、参加者に農業での就労支援における実際の作業内容について紹介する。その後、参加者に農業での就労支援におけるメリット・デメリットなどについて紹介し、意見交換する場を設ける。

イ 就労体験の実施

地域若者サポートステーション等を利用する若者等を対象として、農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等における就労体験を2件以上実施する。

①就労体験対象者

県内在住の若者等を対象とし、体験希望者の募集や把握には、地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会などと連携すること。

②体験実施場所

県内の農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等。

③就労体験の期間

就労体験者の希望、健康状況、生活状況等に応じて就労体験の期間を設定することとするが、おおむね1件につき5日間以上実施することとする。実施の際は農業ジョブトレーナー（一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会の「農業ジョブトレーナー養成講座」修了者とする）の指導を必要に応じて受けるものとする。農業ジョブトレーナーについては、報償費を1時間当たり2,000円支払うこととし、また交通費実費を支払うこと。

④就労体験時間

体験者の負担と受け入れ先の意向を考慮しながら1日の体験時間を決めることとし、少なくとも1日2時間体験すること。

⑤就労体験の費用の支払い

(ア) 就労体験先への報償費の支払い

就労体験先に対し、体験者1人当たり日額2,500円、合計60,000円を上限として報償費を支払う。

(イ) 就労体験者への手当及び交通費の支払い

就労体験に参加した体験者に対して、手当及び交通費を支払うこととし、その事務について行うこと。手当の金額については、時間当たり800円とし、体験者1人当たり合計32,000円を上限とする。交通費は実費を支払うこととし、1人当たり合計15,000円を上限とする。支給に当たっては迅速に事務処理を行い、原則、体験月の翌月までに支給することとする。なお、本事業の体験者は労働基準法にいう労働者ではなく、手当は賃金に当たらないが、その旨を、就労体験者と受託者の間であらかじめ覚書を交わしておくこと（様式は任意）。

⑥就労体験における調査

受託者は、体験者に対して、体験を通じた取組状況や本人の就労意欲の変化等について、適宜聞き取りを行うことで、効果や課題等を把握すること。

ウ 農業への就労に向けたプログラムの作成

ア、イを通じて、若者等を対象とした、農業を通じた就労支援に取り組む具体的な取組事例の内容を調査するとともに、蓄積したノウハウを以下の内容などについて、A4版カラーで10頁程度にまとめ、農業への就労に向けたプログラムとして作成する。プログラムの利用対象は、若者等を支援する機関（地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等）や障害福祉サービス事業所、農業経営体とし、農業での就労支援について分かりやすく、興味を喚起させるようなものとすること。また農業での就労体験先の拡大につながるような内容とすること。

またプログラムを、電子データ（PDFデータと編集可能なWordデータの両方）で県へ提出すること。

〔プログラム内容〕

①農業での就労体験に関する支援方法について

- ・就農体験を始めるまでのサポートの内容（まず、農業に興味を持ってもらい、やってみようという気持ちを起こさせるまで）
- ・若者等が従事した作業内容と、農業ジョブトレーナー等による指導の方法（簡単な作業体験から始めて、徐々に作業量や作業時間を増やしていく）
- ・若者等に対する農業者等受入れ側のコミュニケーションの方法

②農業での就労体験における体験者の変化（生活状況や健康状況、就労意欲の変化など）

③農業への就労に向けた課題

エ その他

①業務の対象地域

ア、イの業務は、以下の対象地域内で実施すること。

北勢地域若者サポートステーション・いが若者サポートステーション 対象地域内

（いなべ市・桑名市・四日市市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町、伊賀市・名張市）

②業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。防止策については、国や県が定める指針などを参考に実施すること。

※現在の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」は次のHPを参照。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtml>

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 納品する成果品

以下の成果品を三重県農林水産部扱い手支援課あて、令和3年3月5日（金）までに紙媒体（正本1部、副本1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて提出してください。

- ア 上記3ウの農業への就労に向けたプログラム
- イ 事業実施報告書（A4版）、委託費の実績書（明細が示されたもの）
- ウ その他必要と思われる資料

7 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるもの

とし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関するアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使

用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和2年度生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした 農業への就労促進業務委託仕様書

(若者就業サポートステーション・みえ、いせ若者就業サポートステーション 対象地域)

1 目的

ひきこもりなどの生きづらさや働きづらさを感じている若者等（以下、「若者等」という。）に対する安定就業に向けた支援の必要性などが論じられている中、これらの無業の若者の社会復帰に対して、農業就労を通して支援する取り組みについては、全国的にも実践事例は少ないものの、農福連携の展開事例の一つとして注目されている。

本事業では、農業における就労支援について、認知度の向上を図るために若者等を支援する機関に向けた見学会を実施する。また働きたいと考えている若者等を対象に、農業での就労体験を行う。これらの事例から得たノウハウを、農業への就労に向けたプログラムとしてまとめることで、若者等の社会復帰に向けた支援拡大につなげる。

2 業務委託期間

契約日から令和3年3月5日（金）まで

3 業務内容

ア 現地見学会の実施

若者等への支援を行っている機関に、農業における就労支援について、認知度の向上や興味を喚起するため、現地見学会を1回以上実施する。

①見学会の対象者

県内の若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所職員や若者等の家族などとし、開催について事前に周知すること。周知先や方法については、あらかじめ県と協議すること。

②見学会の実施場所

県内の農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等で、実際の作業内容を参加者に見せられること。

③見学会の内容

見学会では、参加者に農業での就労支援における実際の作業内容について紹介する。その後、参加者に農業での就労支援におけるメリット・デメリットなどについて紹介し、意見交換する場を設ける。

イ 就労体験の実施

地域若者サポートステーション等を利用する若者等を対象として、農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等における就労体験を2件以上実施する。

①就労体験対象者

県内在住の若者等を対象とし、体験希望者の募集や把握には、地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会などと連携すること。

②体験実施場所

県内の農業経営体や農業を行う障害福祉サービス事業所等。

③就労体験の期間

就労体験者の希望、健康状況、生活状況等に応じて就労体験の期間を設定することとするが、おおむね1件につき5日間以上実施することとする。実施の際は農業ジョブトレーナー（一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会の「農業ジョブトレーナー養成講座」修了者とする）の指導を必要に応じて受けるものとする。農業ジョブトレーナーについては、報償費を1時間当たり2,000円支払うこととし、また交通費実費を支払うこと。

④就労体験時間

体験者の負担と受け入れ先の意向を考慮しながら1日の体験時間を決めることとし、少なくとも1日2時間体験すること。

⑤就労体験の費用の支払い

(ア) 就労体験先への報償費の支払い

就労体験先に対し、体験者1人当たり日額2,500円、合計60,000円を上限として報償費を支払う。

(イ) 就労体験者への手当及び交通費の支払い

就労体験に参加した体験者に対して、手当及び交通費を支払うこととし、その事務について行うこと。手当の金額については、時間当たり800円とし、体験者1人当たり合計32,000円を上限とする。交通費は実費を支払うこととし、1人当たり合計15,000円を上限とする。支給に当たっては迅速に事務処理を行い、原則、体験月の翌月までに支給することとする。なお、本事業の体験者は労働基準法にいう労働者ではなく、手当は賃金に当たらないが、その旨を、就労体験者と受託者の間であらかじめ覚書を交わしておくこと（様式は任意）。

⑥就労体験における調査

受託者は、体験者に対して、体験を通じた取組状況や本人の就労意欲の変化等について、適宜聞き取りを行うことで、効果や課題等を把握すること。

ウ 農業への就労に向けたプログラムの作成

ア、イを通じて、若者等を対象とした、農業を通じた就労支援に取り組む具体的な取組事例の内容を調査するとともに、蓄積したノウハウを以下の内容などについて、A4版カラーで10頁程度にまとめ、農業への就労に向けたプログラムとして作成する。プログラムの利用対象は、若者等を支援する機関（地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センター等）や障害福祉サービス事業所、農業経営体とし、農業での就労支援について分かりやすく、興味を喚起させるようなものとすること。また農業での就労体験先の拡大につながるような内容とすること。

またプログラムを、電子データ（PDFデータと編集可能なWordデータの両方）で県へ提出すること。

〔プログラム内容〕

①農業での就労体験に関する支援方法について

- ・就農体験を始めるまでのサポートの内容（まず、農業に興味を持ってもらい、やってみようという気持ちを起こさせるまで）
- ・若者等が従事した作業内容と、農業ジョブトレーナー等による指導の方法（簡単な作業体験から始めて、徐々に作業量や作業時間を増やしていく）
- ・若者等に対する農業者等受入れ側のコミュニケーションの方法

②農業での就労体験における体験者の変化（生活状況や健康状況、就労意欲の変化など）

③農業への就労に向けた課題

エ その他

①業務の対象地域

ア、イの業務は、以下の対象地域内で実施すること。

若者就業サポートステーション・みえ、いせ若者就業サポートステーション 対象地域内
(津市・鈴鹿市・亀山市・松阪市・尾鷲市・熊野市・大台町・大紀町・紀北町・紀宝町・御浜町、伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・明和町・多気町・南伊勢町)

②業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。防止策については、国や県が定める指針などを参考に実施すること。

※現在の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」は次のHPを参照。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtml>

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 納品する成果品

以下の成果品を三重県農林水産部扱い手支援課あて、令和3年3月5日（金）までに紙媒体（正本1部、副本1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて提出してください。

ア 上記3ウの農業への就労に向けたプログラム

イ 事業実施報告書（A4版）、委託費の実績書（明細が示されたもの）

ウ その他必要と思われる資料

7 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるもの

とし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関するアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使

用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。